

## (独)住宅金融支援機構との連携事業について

～津久井産材を使用した家づくりで、フラット35の金利引き下げを適用～

4月1日より、独立行政法人住宅金融支援機構と新たな連携事業を開始しますのでお知らせします。

今回開始する連携事業は、さがみはら津久井産材を使用して木造の家づくり等を行う方へ支援をする「さがみはら津久井産材の家づくり事業」と、(独)住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して提供する住宅ローン【フラット35】を組み合わせた事業で、「さがみはら津久井産材の家づくり事業」を利用される方が、「【フラット35】地域連携型」を利用する場合、【フラット35】の金利引下げが適用されます。

【フラット35】地域連携型の「地域産材使用」として、県内初の対象となります。この連携により、さがみはら津久井産材を使用した住宅の建築等が促進されることを期待しています。

### ➤ 【フラット35】地域連携型（地域活性化）

地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

- ・金利引下げ期間：当初5年間
- ・金利引下げ幅：【フラット35】の借入金利から年▲0.25%

※ご利用には、要件や予算の上限があります。  
詳細は、同機構ホームページをご覧ください。  
<https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html>

### ➤ さがみはら津久井産材の家づくり事業

木造住宅の建築等に対して、  
さがみはら津久井産材使用量1立法メートルあたり  
2万円（上限40万円）を補助する制度です。



※詳細は市ホームページをご覧ください。  
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/shinrin/1019878.html>

相模原市の「**さがみはら津久井産材の家づくり事業**」を利用すると住宅ローン【フラット35】の金利引下げが受けられます。



住宅に**津久井産材**を取り入れよう！

最大 **40万円** 補助金の交付が受けられます！

## さがみはら津久井産材の家づくり事業



【フラット35】Sとの併用でさらに金利引下げ！


当初 **5** 年間の借入金利 年 **0.25%** 引下げ

【フラット35】**地域連携型**（地域活性化）

さがみはら津久井産材の家づくり事業  
に関するご相談は



環境経済局 森林政策課  
☎ 042-780-1401

【フラット35】に関するご相談は  住宅金融支援機構  
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

**0120-0860-35** (通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)  
ご利用いただけない場合(国際電話などは、次の番号へおかけください。)  
048-615-0420 (通話料金がかかります。)

## 「さがみはら津久井産材の家づくり事業」の概要

### ◆要件

- ・ 主要な構造部が木造であって、自ら居住する住宅であること。
- ・ 建築主が市税を滞納していないこと。
- ・ 本補助金と目的を同じくする他の補助事業等との補助を併用していないこと。

### ◆補助対象者

自ら居住するための木造住宅を建築等する者  
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に住宅の建築等を完了した人が対象。

### ◆木材使用量

建築基準法に定める主要構造部が木造である住宅であって、  
5立法メートル以上のさがみはら津久井産材を使用すること。

### ◆補助対象経費

木造住宅を建築等する場合に要する経費

### ◆補助金の額

さがみはら津久井産材使用量1立法メートルに対し2万円を乗じた額とする。  
ただし、20立法メートル40万円を限度とする。

### ◆交付を受けた者の義務

木材利用の促進に関する市の施策への協力に努めること。

### ◆その他

さがみはら津久井産材の証明のため、「さがみはら津久井産材流通確認証」  
の提出が必要です。事前に工務店等に発行の依頼をしてください。



◎ その他条件や補助事業の詳細な内容は、相模原市のホームページをご覧ください。



【フラット35】Sとの併用で  
さらに金利を引下げします！

## 【フラット35】地域連携型(地域活性化) 当初5年間 年0.25% 金利引下げ

住宅の建設又は中古住宅の購入に併せてリフォーム工事を行い、  
「さがみはら津久井産材の家づくり事業」の補助金を受ける方

## 【フラット35】地域連携型(地域活性化)をご利用いただくための要件

【フラット35】地域連携型(地域活性化)をご利用いただくためには、相模原市から  
「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。  
各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。



《借入りに当たっての注意事項》●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●お客さまコールセンター(0120-0860-35)までお問合せください。●【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。